

◆指定障害福祉サービス事業者等への勧告、命令などは

Q 指定障害福祉サービス事業者等への行政機関からの勧告、命令などはどのように行われますか。



A 以前の支援費制度では、都道府県知事等は指定基準を満たさない指定事業者・施設に対する強制力のある行政処分の方法として、「指定取消し」しかありませんでした。

障害者総合支援法では、指定の取消しに至る前の実行性のある改善指導の方法として、新たに基準の遵守を求める勧告、公表および命令等を行うことができる規定が新設されました。

また、平成24年4月から業務管理体制の整備・届出が義務化され、業務管理体制の監督権者は、事業者等の不正行為を調べるために立入検査等を行い、必要に応じて勧告や命令、公表、さらには当該事業所の指定を行った指定権者への通知等を行うこととされています。詳細は、前掲設問「指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備・届出とは」を参照してください。

解説

1 指定障害福祉サービス事業者への勧告

都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当

該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができます。

- ① 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識もしくは技能または人員について都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
- ② 都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備および運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
- ③ 便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 指定障害者支援施設等の設置者への勧告

都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号（のぞみの園の設置者にあつては、③を除きます。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができます。

- ① 指定障害者支援施設等の従業者の知識もしくは技能または人員について都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
- ② 都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備および運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
- ③ 便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 公表

都道府県知事は、1、2の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、1、2の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

4 命令

都道府県知事は、1または2の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

5 公 示

都道府県知事は、4の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければなりません。

6 通 知

市町村は、介護給付費、訓練等給付費または特定障害者特別給付費の支給に係る指定障害福祉サービス等を行った指定事業者等について、1の各号または2の各号（のぞみの園の設置者にあつては、③を除きます。）に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所または施設の所在地の都道府県知事に通知しなければなりません。

《参考となる法令など》

総合支援49条、「業務管理体制の整備等の施行について」（平24・3・30障企発0330第5・障障発0330第12）